

## 電気代高騰相当額支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、社会福祉施設や私立学校等の負担を軽減し、物価高騰下においても安定的にサービスを提供することを目的に、電気代高騰相当額支援補助金実施要領（令和4年9月26日伺定。以下、「実施要領」という。）に基づき、県内の社会福祉施設等を運営する法人又は個人が令和3年度に支払った電気代実績に18.6%（電気代平均上昇率）を乗じた金額に対し、予算の定めるところより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(事業実施主体)

第2条 事業実施主体は次の対象施設を運営する法人又は個人とする。

なお、対象施設の詳細については実施要領において定めることとする。

幼児教育・保育施設等、高齢者施設、障害福祉サービス施設・事業所等  
病院・診療所・薬局等、児童養護施設、子ども食堂、私学関係施設等

2 前項に掲げる児童養護施設については、施設運営に係る事務費が国庫負担金を財源に支弁される場合において、令和4年度中に支弁単価が改定され、かつ、その改定内容に電気代高騰相当額が含まれる場合は、第3条に掲げる補助の対象外とする。

(補助対象経費、補助率、及び補助額)

第3条 補助対象経費、補助率及び補助額については次のとおりとする。

補助対象経費 (A)	補助率	補助額
R3年度電気代実績×18.6% (※) ※ 電気代平均上昇率	1/2	(A) × 1/2

(補助上限額)

第4条 病院・診療所・薬局等については次のとおり補助上限額を定める。

	補助上限額
病院	30,000円×病床数×1/2
診療所・薬局等	300,000円

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 規則第3条第1項の規定による申請は、電気代高騰相当額支援補助金交付申請書兼補助事業実績報告書兼補助金交付請求書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 令和3年度の電気使用料及びその支払いが確認できる書類の写し
  - (2) 誓約書(別紙)
- 2 規則第12条に規定する実績報告は、前項の第1号様式により、補助金交付申請に併せて報告するものとする。

(補助金の交付決定の通知)

- 第6条 規則第6条に規定する補助金の交付決定の通知は、第2号様式によるものとする。
- 2 規則第13条に規定する補助金の額の確定通知は、前項の通知に併せて通知するものとする。

(補助金の交付請求)

- 第7条 本補助金の交付請求は、第5条の補助金交付申請書兼補助事業実績報告書に併せて、第1号様式により、請求するものとする。

(補助金に係る消費税等仕入れ控除額の報告)

- 第8条 本補助金の交付申請に際し、予め、補助対象経費から消費税額等相当額を控除した額を補助金所要額として交付申請し、補助金の交付決定を受けた場合は、補助金に係る消費税等仕入れ控除額の報告は要しないものとする。

附 則 この要綱は、令和4年度9月補正予算成立時から適用する。